

「埼玉県指定診療・検査医療機関」の申請にあたっての注意事項



埼玉県 電子申請・届出サービス

インターネット試験環境

「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請手続き

■ 1 指定を希望する医療機関の開設者

開設者※

開設者が個人の場合は氏名欄に個人の氏名を、法人の場合は法人名欄に法人名及び法人代表者の職・氏名を入力してください。

氏: 名:

法人名:

■ 3新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制

検査内容(複数選択可)※

※抗原定性検査とは抗原検出用キットを用いて短時間で結果判定が可能な検査のこと。
 ※抗原定量検査とは専用の測定機器を用いて、抗原の定量的な測定及び短時間で結果判定が可能な検査のこと。

- 【PCR検査】唾液検体(自己採取)
- 【PCR検査(LAMP法含む)】唾液検体(自己採取)を除く
- 【抗原定性検査】鼻腔検体(自己採取)
- 【抗原定性検査】鼻腔検体(自己採取)を除く
- 【抗原定量検査】唾液・鼻腔検体(自己採取)
- 【抗原定量検査】唾液・鼻腔検体(自己採取)を除く

実施予定の検査にチェックをしてください。
 複数選択も可能です。
 (診療のみの申請フォームには、当該項目は
 ありません。)

「公開項目です。」の記載がある項目は、
 県ホームページ等で公表します。

受診するにあたっての予約の
 要否(複数選択可)※

- 電話予約必要(入力欄に電話番号を入力(ハイフンは不要です。)してください。)
- Web予約必要(入力欄にURLを入力してください。)
- 予約不要

電話予約が必要な場合は必ず電話番号を、
 Web予約が必要な場合は必ずURLを、
 併せて記入してください。

■ 1週間単位の診療・検査対応時間及び対応可能人数

公開項目です。

検査可能な曜日にチェックを入れ、チェックした曜日の自由入力欄には必ず、対応可能人数(半角数字)を入力してください。

また、対応時間を下記の例にならって入力してください。

入力例(赤字部分):9時00分から12時30分,14時00分から16時30分 の場合

→0900-1230,1400-1630※全て半角入力

月曜日の対応人数(人)

月曜日

月曜日の対応時間▲

火曜日の対応人数(人)

火曜日

火曜日の対応時間▲

まず、診療・検査ができる曜日をチェックしてください。
 チェック後、以下を記入してください。

①対応人数

曜日にチェックすると入力できるようになります。

②対応時間

対応時間は、休憩時間を含めずに入力してください。

(例) 月曜日 9:00~12:30 診療
 12:30~14:00 休憩時間
 14:00~16:30 診療

→「0900-1230,14:00-1630」と入力

備考

公開項目です。

その他、受診希望者宛での連絡事項等ございましたら、こちらに入力してください。

<記載例>受診する際に予約までは求めていないが、来院する前に必ず電話で病状等を連絡すること。

備考欄には、「受診する際に予約までは求めていないが、来院する前に必ず電話で病状等を連絡すること。」等、これまでの回答項目で選択肢から選ぶだけでは不十分と考えられる、受診希望者宛での連絡事項を記入してください。

※入力後、一番下の「確認へ進む」ボタンを押し、入力内容確認画面に進んでください。

※入力内容確認画面の一番下の「申込む」ボタンを押すと、申請が完了します。